

■ 特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類		規模要件等	騒音	振動
くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機	もんけんを除く。 加えて、 ・騒音においてはアースオーガーと併用する作業を除く。 ・振動においては圧入式を除く。	○	○
	くい抜機	・振動においては油圧式を除く。	○	○
	くい打くい抜機	圧入式を除く。	○	○
びょう打機を使用する作業		すべて	○	
さく岩機(広義)を使用する作業		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。	○	
ブレーカーを使用する作業 (騒音においては「さく岩機」の届出)		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 ・手持ち式のもの除く。(振動)		○
空気圧縮機を使用する作業		原動機(電動機以外)定格出力15kW以上のものに限る。 さく岩の動力として使用する作業を除く。	○	
コンクリートプラント 又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント	混練機の混練容量0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 モルタル製造のための作業を除く。	○	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量200kg以上のものに限る。	○	
バックホウを使用する作業		原動機定格出力80kW以上のものに限る。(※)	○	
トラクターショベルを使用する作業		原動機定格出力70kW以上のものに限る。(※)	○	
ブルドーザーを使用する作業		原動機定格出力40kW以上のものに限る。(※)	○	
鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		すべて		○
舗装版破碎機を使用する作業		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		○
<p><b>【備考】</b></p> <p>1 作業を開始した日に終わる作業を除く。</p> <p>2 ※印は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定しているものを除く。</p> <p>3 ただし、2のうち、みなし機械(1989年ラベルの19種類2737型式)については平成14年10月1日付けで環境大臣の指定を解除している。</p>				